（削る）

２・３　（略）

４　調整官は、命を受けて、事業の円滑な施行の確保に関する企画及び立案並びに調整に関する事務（施工安全企画室の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

５～７　（略）

８　インフラ情報・環境企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち調整官の所掌に係る重要事項に関するものをつかさどる。

一　社会資本の維持管理及び更新の計画的な実施に係る情報の活用のための方策（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

二　直轄事業の施行の合理化のための方策（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関する事務（不動産・建設経済局の所掌に属するものを除く。）で建設残土その他の副産物に関するものに関すること。

三　直轄事業の施工方法（環境の保全に関する二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

９　事業総括調整官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官は、調整官をもって充てられるものとする。

（インフラシステム海外展開戦略室並びに国際建設産業戦略官、国際交通戦略官、国際市場整備推進官、国際交渉官、総括国際交渉官、国際協力政策調整官及び国際協力官）

第二十七条　国際政策課に、インフラシステム海外展開戦略室並びに国際建設産業戦略官、国際交通戦略官及び国際市場整備推進官それぞれ一人、国際交渉官三人、総括国際交渉官及び国際協力政策調整官それぞれ一人並びに国際協力官二人を置く。

２・３　（略）

４　国際建設産業戦略官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土交通省の所掌に属する国際関係事務（建設産業に関するものに限る。次号及び第六項において同じ。）で二国間に関するもの及び海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（国際統括官並びに海外プロジェクト推進課及び国際市場整備推進官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

５　国際交通戦略官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土交通省の所掌に属する国際関係事務（交通に関連するものに限る。次号において同じ。）で二国間に関するもの及び海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（国際統括官並びに物流政策課及び海外プロジェクト推進課の所掌に属するものを除く。）。

二　直轄事業の施行の合理化のための方策（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関する事務（不動産・建設経済局の所掌に属するものを除く。）で建設残土その他の副産物に関するものに関すること。

三　直轄事業の施工方法（環境の保全に関する二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

四　産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）の規定による基本指針の策定の取りまとめに関すること並びに同法に規定する整備計画並びに特定周辺整備地区及び施設整備方針のうち建設業者の使用に供するための再生処理を行う特定施設以外の特定施設に係るものに関すること。

五　建設工事用機械に係る建設技術（環境の保全に関するものに限る。）に関する指導及び普及に関すること。

３　インフラ情報・環境企画室に、室長を置く。

４・５　（略）

６　調整官は、命を受けて、事業の円滑な施行の確保に関する企画及び立案並びに調整に関する事務（施工安全企画室及びインフラ情報・環境企画室の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

７～９　（略）

（新設）

10　事業総括調整官、アセットマネジメント企画調整官及び観光・地域づくり事業調整官は、調整官をもって充てられるものとする。

（インフラシステム海外展開戦略室並びに国際建設産業戦略官、国際市場整備推進官、国際交渉官、総括国際交渉官、国際協力政策調整官及び国際協力官）

第二十七条　国際政策課に、インフラシステム海外展開戦略室並びに国際建設産業戦略官及び国際市場整備推進官それぞれ一人、国際交渉官三人、総括国際交渉官及び国際協力政策調整官それぞれ一人並びに国際協力官二人を置く。

２・３　（略）

４　国際建設産業戦略官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土交通省の所掌に属する国際関係事務（建設産業に関するものに限る。次号及び次項において同じ。）で二国間に関するもの及び海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（国際統括官並びに海外プロジェクト推進課及び国際市場整備推進官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

（新設）